

## 第1回基本項目等検討小委員会

日時 平成16年4月16日（金）  
第1回合併協議会開催時  
場所 名寄市民文化センター

1 開 会

2 議 事

(1) 委員長・副委員長の選出について

3 閉 会

## 基本項目等検討小委員会の役割について

合併特例法第3条では、合併協議会について、「合併市町村の建設に関する基本的な計画の作成」と「その他市町村の合併に関する協議」を行う場として規定しています。

本小委員会では、「その他市町村の合併に関する協議」を担当し、合併協定項目等の検討を行います。

具体的には、次のような項目について検討を行います。

### 1．基本的な協議項目

- (1) 合併の方式
- (2) 合併の期日
- (3) 新市の名称
- (4) 事務所の位置
- (5) 財産の取り扱い

### 2．合併特例法等に定める協議項目

- (6) 地域審議会及び地域自治組織等の取り扱い
- (7) 議会議員の定数及び任期の取り扱い
- (8) 農業委員会委員の定数及び任期の取り扱い
- (9) 一般職の職員の取り扱い
- (10) 一部事務組合等の取り扱い
- (11) 地方税の取り扱い

### 3．その他必要な協議項目

- (12) 特別職等の身分の取り扱い
- (13) 条例・規則等の取り扱い
- (14) 事務機構及び組織の取り扱い
- (15) 町・字の区域及び名称の取り扱い
- (16) 慣行の取り扱い
- (17) 国民健康保険事業の取り扱い
- (18) 介護保険事業の取り扱い
- (19) 病院・診療所の取り扱い
- (20) 公共的団体等の取り扱い
- (21) 使用料・手数料等の取り扱い
- (22) 分担金・負担金等の取り扱い
- (23) 補助金・交付金等の取り扱い
- (24) 公社、第三セクター等の取り扱い
- (25) 各種事務事業の取り扱い